

## 5 保委第 1 号

### 井手町国民健康保険国保ヘルスアップ事業業務委託仕様書

#### 1. 委託業務番号及び名称

5 保委第 1 号

井手町国民健康保険国保ヘルスアップ事業業務

#### 2. 業務の目的

本業務は、井手町国民健康保険における被保険者の健康保持増進と医療費の適正化を図るため、特定健診の結果やレセプトデータ等の健康・医療情報を活用し、保健事業運営の基礎となるデータベースを作成するものとする。また、当該データベース及び KDB等データを活用して、特定健診受診勧奨業務、糖尿病重症化予防業務及び第3期データヘルス計画に資する分析等を行い、事業の効果的・効率的な実施のため、各事業の対象者を適切かつ優先順位をつけ抽出したうえで、保健事業を実施し、被保険者の健康の維持と増進をめざすものとする。

#### 3. 委託期間

契約締結日から令和 6 年 3 月 3 1 日まで

#### 4. 提供データ

##### (1) レセプトデータ

対象期間は、医療費分析及び保健事業対象者抽出用として令和 4 年 4 月診療分～令和 5 年 3 月診療分の 12 か月分とする。

- ・ 医科 . . . 「21\_RECODEINFO\_MED. CSV」
- ・ D P C . . . 「22\_RECODEINFO\_DPC. CSV」
- ・ 調剤 . . . 「24\_RECODEINFO\_PHA. CSV」

##### (2) 特定健康診査データ

対象期間は、医療費分析及び保健事業対象者抽出用として令和 2 年度～令和 4 年度の 3 か年度分とする。

- ・ 特定健診受診者 C S V ファイル . . . 「FKAC131」
- ・ 特定健診結果等情報作成抽出（健診結果情報）ファイル . . . 「FKAC163」
- ・ 特定健診結果等情報作成抽出（その他の結果情報）ファイル . . . 「FKAC164」
- ・ 特定健診結果等情報作成抽出（保健指導情報）ファイル . . . 「FKAC165」

##### (3) 被保険者データ

国保総合システム 特定健診等被保険者データ

- ・ 特定健診等被保険者データ . . . 「KD\_IF015. csv」

##### (4) 外字フォントファイル

- ・ 外字フォントファイル . . . 「EUDC. tteファイル」

##### (5) 医療機関リスト

本町が個別健診実施先として契約している医療機関一覧を電子データ（Excel形式）で提供する。なお、医療機関一覧データは、医療機関コード及び医療機関名が収載されたものと

し、発注者は受注者の定める様式で提供するものとする。

## 5. 業務内容

受注者は、発注者が提供する前項「4. 提供データ」に定めるデータ等（以下、「レセプト等データ」という。）を活用し、PDC Aサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業を実施することとし、本事業における委託業務は、「第3期データヘルス計画及び第4期特定健康診査等実施計画（以下、「次期計画」という。）策定支援業務」、「特定健康診査受診勧奨業務」、「糖尿病性腎症重症化予防業務」とする。

## 6. 業務内容の詳細

### (1) 精度の高いデータベースの構築

受注者は、発注者より提供されたレセプト等データを活用して、次の条件をすべて満たした精度の高い診療データベース（以下、「データベース」という。）を構築する。

ア 傷病名や薬剤（禁忌情報を含めた薬剤データベース）、及び診療行為をマスタ情報として整備し、月1回以上の頻度でメンテナンスする体制を受注者の事業所内に構築し、契約期間におけるデータベースを常に最新情報に更新された状態に維持すること。

イ 受注者は、最新情報に更新されたマスタ情報を基にデータベースの構築を行うこと。

ウ マスタ情報は、豊富な使用実績をもっており、また、マスタ性能に関しては、第三者により定量的に評価されていること。

エ レセプトに記載されたすべての傷病名と診療行為（薬剤、検査、手術、処置、指導料等）を正しく結び付け、レセプトに複数の傷病名が存在する場合は、傷病名毎の医療費の算出が可能な精度の高いデータベースとすること。また、実際には治療されていない傷病名に医療費が集計されることのないようにすること。なお、主傷病のみを用いた集計やプレシデンスダイアグラム法（PDM法）による集計は認められないものとする。

オ 糖尿病性腎症等の重症化予防事業の効率の良かつ効果的な対象者抽出のため、レセプトに記載されている傷病識別情報、医薬品識別情報及び診療行為識別情報に基づき、腎症等傷病の重症度の判定による、指導対象者となる患者を階層化する技術を有すること。

カ レセプトに記載されている未コード化傷病名をコード化し、傷病名数全体に対する未コード化傷病名の割合を1%未満とすること。

キ データベース構築に係る技術は、自社開発等で特許取得しているなど、技術証明ができるものとし、データベース構築に係る技術は品質が明確に裏付けられており、かつ、具体的に説明のできるものであることとし、第三者の権利を侵害しない、また侵害する恐れのない方法によるものとし、本業務が途中で停滞することがないように細心の注意を払うこととする。

ク データベースが仕様書に準拠して構築されているか検証することを目的として、構築したデータベースの内容について発注者が開示を求めた場合に、受注者は提供できるよう努めること。

### (2) 第3期データヘルス計画及び第4期特定健康診査等実施計画策定支援業務

#### ア 現行計画の評価支援

第2期データヘルス計画及び第3期特定健康診査等実施計画（以下、「現行計画」という。）の各保健事業のストラクチャ、プロセス、アウトプット、アウトカムについて、発注者がま

とめた実施状況の評価に対して、後述する現状分析の結果を踏まえたうえで、次期計画で取り組むべき効果的かつ効率的な保健事業の在り方について提案する。

#### イ 次期計画の基礎となる現状分析

データベースを用いて、医療費の全体像、及び医療費の負担が大きい疾病を明確にするとともに、次期計画で取り組むべき保健事業の検討に資するべく、発注者が指定する各保健事業の対象となる潜在人数等を分析する。

なお、分析は以下の項目を網羅した内容とする。

##### (ア) 医療費分析

- ・医療費の3要素（受診率、レセプト1件当たり受診日数、受診1日当たり医療費）
- ・全体の医療費、患者数及びレセプト件数
- ・高額レセプト（5万点以上）の件数、医療費及び疾病傾向
- ・疾病別（大分類・中分類）の医療費、患者数及びレセプト件数
- ・健康診査データ分析（有所見者割合、質問別回答状況等）
- ・骨折予防・骨粗鬆症重症化予防に係る分析
- ・要介護度別分析（医療費及び疾病傾向）

※ 患者数の算出については、対象期間内における医療機関受診状況を解析し、診療行為を確認したうえで、治療中と判断できる場合に限り集計するものとする。

##### (イ) 保健事業医療費分析

- ・健康診査データ及びレセプトデータによる保健指導対象者群分析
- ・健診異常値放置者に係る分析
- ・生活習慣病治療中断者に係る分析
- ・糖尿病性腎症重症化予防（人工透析予防）に係る分析
- ・受診行動適正化（重複受診・頻回受診・重複服薬）に係る分析
- ・ジェネリック医薬品普及促進に係る分析
- ・多剤投与（ポリファーマシー）に係る分析

#### ウ 次期計画書（原案）の作成

イの現状分析の結果を踏まえたうえで、適宜KDB帳票等を活用し、次期計画書（原案）を作成する。なお、発注者が受注者に提供するKDB帳票、及び次期計画書（原案）に盛り込むべき事項は以下を参考にする。

##### 【KDB帳票】

- ・帳票「地域の全体像の把握」【P21\_001】
- ・帳票「健診・医療・介護データからみる地域の健康課題」【P21\_003】
- ・帳票「人口及び被保険者の状況」【P21\_006】
- ・帳票「要介護（支援）者突合状況」【P24\_003】

その他、次期計画作成に必要と思われる帳票で、発注者が準備でき、かつ使用を許諾する帳票については、発注者より受注者にデータ提供することとする。

##### 【第3期データヘルス計画（原案）】

- ① 計画の基本的事項  
背景／計画期間／計画の位置づけ／実施体制・関係者連携
- ② 保険者の特性把握  
人口構成／医療基礎情報／介護保険の状況／死因の状況  
※ 国・県等との比較が必要であるため、KDB帳票等を活用
- ③ 現行計画の考察

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>④ 医療費等分析（仕様書 6-(2)-イ）</li> <li>⑤ 保健事業実施計画</li> <li>⑥ 計画実施に係るその他事項<br/>計画の評価・見直し／計画の公表・周知／個人情報の取り扱い</li> </ul> <p>【第 4 期特定健康診査等実施計画（原案）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 計画の基本的事項<br/>計画策定の趣旨／計画期間／計画の位置づけ</li> <li>② 現行計画の考察</li> <li>③ 特定健康診査・特定保健指導分析<br/>健診受診率の推移／メタボリックシンドローム該当状況／検査項目別有所見者割合／<br/>質問別回答状況／特定保健指導実施率の推移／リスク因子別該当状況<br/>※ 特定健康診査受診率及び特定保健指導実施率は法定報告値を活用</li> <li>④ 特定健康診査等実施計画<br/>目標／対象者数推計／実施方法／実施スケジュール</li> <li>⑤ 事業運営に係るその他事項<br/>計画の評価・見直し／計画の公表・周知／個人情報の取り扱い</li> </ul> |
|---|

エ 次期計画書の作成

ウの原案の提出後、イを踏まえたうえで、必要な打ち合わせ及び検討を重ねて履行期間内に計画書を完成させ納品すること。作成にあたっては、「井手町すこやかプラン～井手町健康増進計画～」や「井手町高齢者保健福祉計画」等と整合させる必要があるため、発注者と連携のうえ作成すること。なお、厚生労働省等が発出する手引き等が改定された場合は、受注者は、本町と協議のうえ柔軟に対応することとする。

(3) 特定健康診査受診勧奨業務

ア 特定健診受診勧奨候補者リストの作成

データベースを用いて、特定健診対象者の個人の背景に合わせたセグメント化や必要情報の一覧化等、運用しやすい特定健診受診勧奨候補者リストを作成すること。

(ア) 受診勧奨対象者に適さない者

受診勧奨対象者として適切でない対象者（がん、精神疾患、難病、認知症、及び人工透析等）について、受注者は、発注者が受診勧奨候補者リスト内で確認できるようにする。

(イ) 特定健診対象者のセグメント化

特定健診対象者をセグメント別にグループ分けすること。

(ウ) 必要情報

候補者リストに掲載する必要情報は以下のとおりとする。

- ・個人情報部分（記号・番号・氏名・カナ氏名・性別・生年月日・郵便番号・住所等）
- ・個別健診対応機関への受診の有無及び当該医療機関名
- ・個別健診対応機関における検査受診状況
- ・過年度における健診受診状況
- ・前年度における特定保健指導実施状況

イ 特定健診受診勧奨対象者の特定

発注者は、アの候補者リストに基づき、受診勧奨に適さない対象者を追加で除外し、最終的に決定した受診勧奨対象者リストを受注者に提供する。

ウ 通知書による受診勧奨

(ア) 予定数量

1,300通

(イ) 実施回数（時期）

2回（1回目：令和5年9月頃／1,000通、2回目：令和5年10月頃／300通）

※ 数量については(ア)を上限とし、通知回数および数量の按分は状況に応じて発注者受注者協議のうえ決定する。

(ウ) 通知書の内容

通知書の内容は、アの各セグメントに応じた内容とし、マーケティングや行動科学、行動経済学等の根拠に基づいた手法を用いることとする。

(エ) 通知書の様式

各セグメントにおける通知書の様式はハガキ、またはA4圧着（A3横サイズの見開きをA4サイズに折り込み圧着）、カラー印刷とする。

(オ) 通知書の宛名印字

受診勧奨対象者の郵便番号、宛先、宛名は、「4. 提供データ」の情報を基に受注者が差込印刷するものとする。

エ 効果測定

受注者は、効果測定用の発注者の提供データ「4. 提供データ」を用いて、受診勧奨後の特定健診受診率の推移、各セグメントの効果等を調査し、報告書としてまとめたうえで、令和6年3月末までに発注者に納品する。なお、効果測定結果を基に、令和6年度以降に実施すべき受診勧奨業務の有効な施策について、発注者に提案するものとする。

(4) 糖尿病性腎症等重症化予防業務

ア 受注者は、データベースを用いて、糖尿病性腎症及び糖尿病（以下、「糖尿病性腎症等」という。）患者のうち比較的早期に人工透析への移行が疑われる被保険者(※)を抽出、保健指導を実施するうえで効果が高い対象者を特定した該当者リストを作成し、発注者へ提供する。なお、がん・難病・精神疾患・認知症等の保健指導対象者として適さない可能性のある被保険者について、受注者は、発注者が受診勧奨候補者リスト内で確認できるようにするものとする。その後、発注者が追加で対象除外等の調整をし、保健指導候補者リストを完成させる。

(※) 糖尿病性腎症等患者のうち比較的早期に人工透析への移行が疑われる被保険者とは、例えば糖尿病性腎症病期分類等の第3期（顕性腎症期）、第4期（腎不全期）等の患者で、保健指導を実施することで人工透析への移行を遅延することが可能である患者とする。健康診査受診者のみならず、未受診者を含めた被保険者全体から該当者抽出できるよう努めること。なお、発注者が腎症患者の全体像を把握するため、該当者リストについては、第1期（腎症前期）から第4期までの患者を抽出すること。

イ 保健指導趣旨説明の通知文書、参加確認書、主治医が記入する「生活指導確認書」等を作成し、発注者が提供する封筒（返信用封筒含む）を使って保健指導候補者へ送付する。なお、通知文書等の内容は、受注者が作成して発注者の承諾を受けたものとする。予定数量は120通とする。

ウ 通知文書等を送付した保健指導候補者に対して保健師・看護師等専門職が電話による参加勧奨を行う。保健指導候補者の電話番号は発注者より提供するものとし、電話による参加勧奨は、候補者本人に電話が繋がるまで、曜日や時間を変えて3回を上限に 架電することと

する。

エ ウの電話による参加勧奨において、保健指導候補者本人が参加に同意しない場合は、電話による参加勧奨を保健指導・健康相談（以下、「電話指導」という。）に切り替え、現在の症状や不安に思うこと、医療機関受診状況等を確認したうえで、運動・食事等の生活習慣に係る指導・助言を行うこととする。電話指導は予定数量50回に達した時点で終了するものとする。保健指導候補者本人が参加に同意した場合は、「参加同意書」、及び主治医が記入した「生活指導確認書」の返送を依頼し、「参加同意書」と「生活指導確認書」を提出した保健指導候補者を保健指導対象者とする。

オ 発注者に到着した「参加同意書」、「生活指導確認書」等（以下、「保健指導対象者情報」という。）は、発注者より受注者へ送付する。受注者は、発注者より提供を受けた保健指導対象者情報を基に、保健指導に必要な項目をデータ入力し、保健指導対象者リスト（確定版）を作成する。当該対象者リストは、氏名、フリガナ、電話番号、性別、生年月日、郵便番号、住所、連絡希望時間帯、検査データ、主治医名、医療機関名、医療機関住所等を盛り込んだ内容とする。

カ 保健指導対象者が確定後、面談日等が決まれば順次保健指導を開始する。保健指導対象者の定員は9人を想定している。なお、本業務に係る保健指導対象者の自己負担額は無料とする。

キ 保健指導の実施については以下のとおりとする。

（ア） 実施するプログラムは、原則として面談1回・電話5回とする。

（イ） 保健指導不同意者のうち、感染症予防の観点から面談を拒絶する者に対して、面談を電話に変更することができるものとする。

（ウ） 前2項（ア）～（イ）の保健指導対象者確定後、いずれの保健指導にも参加しない不同意者に対して、情報提供として糖尿病保健指導関連資材を送付する。なお、糖尿病保健指導関連資材の送付は、確定した保健指導対象者数が予定に対して著しく不足する場合にのみ実施するものとし、糖尿病保健指導関連資材の内容は、予め発注者の承諾を受けたものとする。

ク 感染症予防の観点から、面談による保健指導は、オンラインによる遠隔面談（以下、「オンライン面談」という。）にて実施する。オンライン面談の実施方法については、別記「オンライン面談の業務フロー」を参照されたい。

ケ 受注者からタブレット端末を無償で発注者に貸し出すこととする。

コ オンライン面談の面談場所は、発注者の管理施設、または保健指導対象者の自宅等とする。保健指導対象者の自宅等にタブレット端末を送付するのは、保健指導対象者本人がスマートフォン等の通信機器を所有し、他者による援助なく操作が十分可能な者に限ることとする。

サ 主な指導内容は、主治医が記入した「生活指導確認書」に沿った食事指導、運動指導、服薬指導、ストレスマネジメント、血糖管理及びフットケア等とする。糖尿病性腎症患者においては、たんぱく質の調整及びカリウム制限等の指導も含むものとする。

シ テキスト及び自己管理手帳等を保健指導の教材として使用する。

ス 保健指導対象者が提出した検査結果等により指導対象外となった場合は、その対応については発注者と受注者が協議のうえ決定する。

セ 各保健指導対象者への保健指導の実施状況については、各主治医に対して、保健指導実施

月の翌月に指導内容を書面にて報告することとする。

ソ 受注者は、発注者に対して、保健指導の実施状況及び結果を報告書としてまとめ、全業務完了後から2か月以内に最終報告書（1回）を提出する。

タ 保健指導を担当する指導員は、糖尿病及び慢性腎臓病の病態や治療方法等の専門的な知識・技術を取得した、保健師・看護師等が行うものとする。

チ 発注者がすでに実施している類似業務の保健指導対象者と重複しないものとする。

## 7. 成果品の納品

次のものを成果品として提出すること。

### (1) 第3期データヘルス計画及び第4期特定健康診査等実施計画策定支援業務

ア 医療費等分析資料（A4版カラー刷り印刷冊子（5部）及び電子データ（PowerPoint形式））

イ 調査・分析の過程で得られた統計資料（電子データ（Excel形式））

ウ 次期計画書（A4版カラー刷り印刷冊子（5部）及び電子データ（PowerPoint形式））

### (2) 特定健康診査受診勧奨業務

ア 候補者リスト（電子データ（Excel形式））

イ 通知者リスト（電子データ（Excel形式））

ウ 通知書（副）（電子データ（Excel形式））

エ 効果測定報告書（A4判カラー刷り印刷製本（1部）及び電子データ（PowerPoint形式、Excel形式））

### (3) 糖尿病性腎症重症化予防業務

ア 保健指導該当者リスト（Excel形式）

イ 保健指導対象者リスト（Excel形式）

ウ 電話指導実施報告書（Excel形式）

エ 最終報告書（A4版カラー刷り印刷製本（1部）、及びPDF形式）

## 8. 秘密の保持

本業務を遂行する上で知り得た情報について、細心の注意を払うものとし、いかなる場合にも情報の漏洩をしてはならない。秘密保持義務は、本委託終了後も継続するものとする。

## 9. その他

(1) 製作物（報告書他計画策定にかかる全てのデータ等）にかかる所有権、著作権は井手町に帰属するものとする。

(2) 受注者は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。

(3) この仕様書に定めのない事項については、双方協議の上処理する。

以上

## 別記

### オンライン面談の業務フロー

- ① 参加勧奨時は、以下の点を指導候補者に案内する。
    - ・保健指導の内容（期間、実施方法等）。
    - ・面談はタブレット端末等を使った「オンライン面談」となる。
    - ・参加申込には、本人の「同意書」と主治医の「生活指導確認書」が必要である。
  
  - ② 「受注者から貸与するタブレット端末」の利用にあたっては、受注者から面談日の数日前にタブレット端末を発注者宛に発送する。発注者は、タブレット端末受取後、操作マニュアルに従って動作確認を行う。
  
  - ③ 面談終了後、発注者は会場内の机、いす、ドアノブ、情報端末機等の除菌を実施し、次の面談に備える。
  
  - ④ 面談がすべて完了した後、「受注者から貸与するタブレット端末」については、発注者は所定の方法にて受注者に貸与物を速やかに返送する。
- ※ オンライン面談実施に必要な情報端末機の操作、感染症対策等の詳細マニュアルは、受注者から発注者に事前に提出する。

以上